

医療法人経営者のための

持分なし医療法人への移行

～医療経営の安定と円滑な承継のために～



H29/6の医療法改正で、**H29/10から3年間の時限措置**として、「持ち分あり」から「持ち分なし」への移行に際し、「みなし贈与税」が非課税とされる画期的な改正がなされました。

この改正は医療法人の相続・事業承継対策として非常に有効な手段となります。ぜひこの機会にご自身の医療法人にとってメリットがあるかどうか、判断の材料していただければ幸いです。

- ☑ 持分なし医療法人への移行とは？ 当院への影響は？
- ☑ 円滑な移行を促す「認定医療法人制度」とは？
- ☑ 当院は、持分なし医療法人へ移行するべきかどうか？
- ☑ 移行事例や、その問題点は？

【日 時】

H30. 6 . 9 (土) 15:00～17:00

(受付14:30開始)

- 【場 所】 富山県医師会館 4 階 (富山市蛸川 3 3 6 番地)
- 【対 象】 開業医の先生・奥様・ご家族、または事務長
- 【定 員】 3 0 名
- 【参加費】 無 料
- 【締切り】 1 2 月 4 日(月)

裏面申込書にて、F A Xからお申込み下さい

主催 **富山県医師協同組合**

「持分有り」医療法人、承継時の問題点

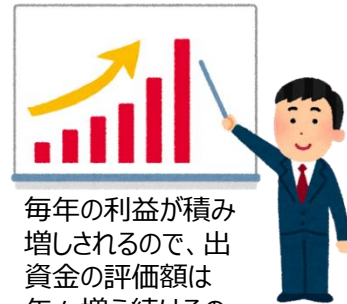
例えば・・・

一生懸命患者さんやご家族のために働き、経営も安定してきたので、医療法人を設立!!

→ 順調に毎年、1千万円の法人利益を計上。安定経営。

20年後、相続発生

→ 理事長先生がご逝去。20年間に進んだ内部留保2億円に対し、多額の相続税課税。しかし出資金は換金性が無いため、納税資金に苦慮することに!



講師

太田 興作

税理士法人総務部 代表社員、株式会社総務部 代表取締役、税理士

富山市出身。明治大学商学部卒業、大学院修了。

1981年太田興作税理士事務所を開業、'92年(株)総務部を設立し代表取締役に就任。'06年(株)人事部を設立。著書に「あぶないボンクラ息子の2代目講座」他。県内を中心に年間50回の講演会の依頼がある。

「持分なし医療法人への移行」セミナー 参加申込書

⇒ FAX : 0800-200-3714

病医院名

お名前

(お役職)

お名前

(お役職)

ご連絡先 〒 -

TEL : - - FAX : - -

事前のご質問などございましたら、ご自由にご記入下さい。

主催・お問合せ先

富山県医師協同組合

〒939-8222 富山市蜷川336番地 富山県医師会館2階 TEL 076-429-7185 担当：栗林 中川